

いじめ防止基本方針

令和4年4月

立川市立第三小学校

目 次

いじめ防止基本方針

● 「いじめ」とは

- 1 いじめの定義 2
- 2 いじめに関する基本的認識 2

● いじめ対応マニュアル

- 1 いじめの未然防止に向けて 4
 - (1) いじめを許さない学校・学級づくり
 - (2) いじめの未然防止に向けた手立て
- 2 いじめ問題の早期発見 5
 - (1) いじめの発見経路
 - (2) いじめ発見の点検項目
 - (3) 早期発見への手だて
 - (4) 相談しやすい環境を整える
- 3 いじめ発生時への対応 8
 - (1) いじめ対応の基本的な流れ
 - (2) 事実確認の際の確認事項
 - (3) 犯罪行為の有無と程度を確認する
 - (4) いじめられた児童・保護者に対する対応
 - (5) いじめた児童・保護者に対する対応
 - (6) 周囲の児童たちに対する対応
 - (7) 継続した指導
- 4 重大事案発生時の関係機関との連携 10
 - (1) 立川市教育委員会との連携
 - (2) 立川警察署との連携
 - (3) 警視庁少年サポートセンターとの連携

「いじめ」とは

1 いじめの定義

「いじめ」とは、「当該児童が、一定の人間関係のある他の子どもが行う、心理的又は、物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は・肉体的な苦痛を感じるもの。」とする。

2 いじめに関する基本的認識

（1） いじめは、人間として絶対に許されない人権侵害である

どのような社会にあっても、いじめは許されない、いじめる側が悪いという明快な一事を毅然とした態度で行きわたらせる必要がある。いじめは子どもの成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

（2） いじめは、すべての児童、学級・学校に起こりうる問題である

どの学校の、どの学級の児童においても、いじめは起こり得る。また、子どもたちの誰もがいじめを行う者にもいじめを受ける者にも成り得ること、さらに、いじめを受けた者がいじめを行う者に、またその逆になることもある。

（3） いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されない

実際に手出しはしないが、見てはやし立てる児童、「関わりたくない」「仕返しがこわい」などの理由から、傍観するものも多い。見て見ぬ態度はいじめの助長につながり、いじめを行う児童に加担することにもなる。児童の態度いかんで、いじめの抑止力にも成り得るため、児童がいじめについて 正しく認識することが大切である。

（4） いじめの様態は様々である

いじめの行為が発見しやすいものと、表出しにくいものなど、その様態は様々である。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ 金品をたかられる。
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

(5) いじめは、児童からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である

いじめを受けている事実を知らせることにより自尊心が傷つく、親に心配をかけたくない、さらなるいじめを受けることへの不安等により、事実を口にしないことやアンケート調査の回答に事実を反映させないことも少なくない。また、事実を隠し平静を装ったり、明るく振る舞ったりすることもある。さらに、自分自身に原因があると自責の念に駆られ、自分の存在を否定する気持ちに陥ったり、具体的な行動（自傷行為や命にかかわる重大事故）につながったりすることもある。いじめを受けているストレスや欲求不満の解消を他の児童に向けることもある。

(6) いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある

本人にはいじめとしての自覚は無く、冷やかしかからかい、いたずら等の遊び感覚で行為に及んでいることもあり、いじめを受けている児童との意識に大きな差が見られる。また、いじめを受けている児童にも原因や問題があると考え、いじめ行為を正当化する間違った認識も一部には存在する。さらに、周囲との差異や個性を柔軟に受け入れることができないことにより、いじめが発生したり、自分がターゲットにならないために、いじめ行為に加わったりすることもある。

(7) いじめは、解消後も注視が必要である

アンケート調査等により認知したいじめについて、関係児童を指導し問題が収束、解消したととらえた事案についても、時間を置いて再発する可能性を含んでいる。また、以前に把握した際の内容とは異なるいじめの様相、サインを発することもある。

(8) いじめは、教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である

教師の言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長してしまったりすることもあり得る。そのため、日頃からの「いじめは絶対に許されない」とする毅然とした態度、個性や差異を尊重する姿勢を示し、道徳教育や心の教育を通してかけがえのない生命、生きることの素晴らしさや喜びなどについて、教師が正しく認識し指導することが大切である。

(9) いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している

わが子の健全な育ちに責任を持つことや、しつけや指導の仕方、いじめについてのとらえ方など、家庭の様子が児童に与える影響は大きい。家族から得る深い愛情や精神的な支え、信頼関係、親子の会話やふれあい、子どもを学校に通わせるうえで必要な配慮や準備の有無など、家庭教育の在り方が、児童のいじめにつながる言動に反映されている場合もある。

(10) いじめは、家庭・学校・関係機関・地域社会が連携して取り組むべき問題である

児童の様子をいち早くキャッチした者が、その当人を取り巻く全ての関係者と連携して、それぞれの立場から解決に向けた責務を果たす必要がある。

いじめ対応マニュアル

1 いじめの未然防止に向けて

(1) いじめを許さない学校・学級づくり

- ① 「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が必要である。
すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のことを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動である。
- ② いじめを受けた者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、いじめを行わせないという意味での未然防止策が必要である。
- ③ 「いじめは人間として絶対に許されない」という意識を一人一人の児童に徹底させること。いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめ行為と同様に許されないという認識、また、いじめを受けていることを大人に伝えることは正しい行為であるという認識を、児童にしっかり定着させる。
- ④ 学校教育活動全体を通して、お互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする態度を育成し、友情の尊さや信頼関係の醸成、生きることの素晴らしさや喜び等について、児童が心から価値意識を感じるよう適切に指導すること。特に、学級（ホームルーム）経営、人権教育、道徳教育を通して、このような指導の充実を図る。
また、奉仕活動、自然体験等の体験活動をはじめ、人間関係や生活経験を豊かなものとする教育活動を行う。
- ⑤ 学級（ホームルーム）活動や児童会などの場を活用して、児童自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、行動できるようになるよう、主体的に取り組む教育活動を行う。

(2) いじめの未然防止に向けた手立て

①学級経営の充実

- ア 児童に対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、障害・国籍・疾病等による差別心をもたず、互いを認め合う学級を作る。
- イ 児童の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりをすすめる。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。
 - ・いじめの大半は言葉によるものであるため、人権意識を欠いた言葉遣いには適宜指導を行う。
 - 例)「キモイ」「ウザイ」「死ね」
- エ 年度初めに学級のルールや規範を定め、児童が守れるように年間を通じて継続的に指導を行う。
また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底することも重要である。
- オ 定期的に行う生活アンケートや各種学力調査における質問紙調査の結果、児童の欠席・遅刻・早退の回数、普段と異なる表情や体調不良等から実態を把握し、変化の兆候を素早くつかむとともに早期対応につなげる。

カ 学級担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

②授業中における生活指導の充実

ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりをすすめる。

イ 「楽しい授業」「分かる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。

ウ 発言や集団への関わりに消極的な児童もいるため、教師が適切に支援を行い、満足感や達成感、連帯感がもてるように配慮する。

エ 教科担任として、自らの授業づくりの在り方を定期的に見つめ直し、見直しをもってすすめる。

③道徳授業の充実 自他を尊重する態度、人権を守る態度の育成など、いじめ防止に深く関わりのある題材を取り上げることを指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深める授業を工夫する。

④学級活動の充実

ア 話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。

イ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等を活用し、社会性を育てる。

⑤学校行事の工夫 児童が取り組むことを通じて、達成感や自己有用感、感動、人間関係の深化が得られるような企画や工夫を行う。

⑥児童会活動の工夫 児童が主体となって、自らいじめ問題の予防と解決に取り組めるよう、児童会活動を活用する。（実践例）児童会による「いじめ防止サミット」等の開催

⑦生命尊重やいじめ防止を目的とした強化月間等における取組の充実

東京都において設定されている強化月間等を活用し、学校全体や学年・学級単位で生命や人権を尊重する取組、いじめ防止に向けた取組を具体的に行う。

⑧発達障害のある子ども等へのいじめを防ぐ アスペルガー症候群、ADHDなどの発達障害のある子どもに対するからかい等から、いじめへの発展を防止するため、スクールカウンセラーなど専門職を交えて、教職員間で障害特性の理解や具体的かかわりの共通認識をもとに、周りの児童への指導や本人への配慮等の対応方法を工夫する。

⑨インターネット上のいじめを防ぐため、情報モラルを身に付けさせるための教育を充実させる。 SNS の利用について啓発を行うと共に、利用状況等の調査・その結果の分析をいじめ防止に資する。

⑩校内研修等を通して、児童理解や指導力の向上を図る。学校の指導体制の整備を推進し、教員の業務負担の軽減を図る。

⑪いじめ防止等に係る校内組織を置き、定期的に会議を開催する。

副校長（責任者）、生活指導主任、各学年の教員その他関係者

2 いじめ問題の早期発見

いじめの早期発見のために、いじめという行為を許さない学校づくりを進める。そのために、児童が発する小さな兆候（サイン）を見逃さないようにし、児童の表面的な行動に惑わされることなく心の変化に注意し、違和感を敏感に察知しなければならない。また、この兆候は家庭でも現れることもあり、家庭と学校の連携を図る。

(1) いじめの発見経路

- ① 本人の訴え
- ② 教職員による発見（学級担任、専科、養護教諭、事務職員等）
- ③ 他者からの情報提供（児童、保護者、地域、関係機関等）
- ④ 積極的な発見努力（いじめ解消・暴力根絶旬間におけるアンケート※5年間保存、面談等）

(2) いじめ発見の点検項目

1 表情

- 笑顔がなく沈んでいる
- ぼんやりとしていることが多い
- 視線をそらし、合わそうとしない
- ふさぎ込んで元気がない
- 周囲を気にし、おどおどしている
- 感情の起伏が激しくなる
- 一人であることが多くなる

2 身体・服装

- 体に原因不明の傷やあざがある
- けがの原因を曖昧にする
- 登校時に体の不調を訴える
- 夜眠れなく睡眠不足になる
- 衣服が破れていたりする
- 衣服が汚れていたりする
- 衣服に靴の足跡が付いている

3 持ち物・金銭

- かばんや靴などが隠される
- ノートや教科書に落書きがある
- 机やいすに落書きなどがある
- 作品・展示物にいたずらされる
- 必要以上のお金をもっている

4 言葉・行動

- 口数が少なくなり一人である
- 登校渋りや忘れ物が増える
- 教室や保健室の近くにいる
- 人の嫌がる仕事をしている
- 携帯電話の着信に敏感になる

5 交友関係

- 不快に思う呼ばれ方をする
- グループ活動の仲間に入れない
- 特定のグループと行動を共にする
- 遊びの中で嫌な役を負わされる
- よくトラブルがおこる

6 教師・保護者との関係

- 教師と視線を合わせなくなる
- 教師との会話を避けるようになる
- 家庭の中の会話が減る
- 親が問いかけても「別に」と答える
- 食欲がなくなる

(3) 早期発見への手だて

①日々の観察～児童がいるところには教員がいる～

授業と授業の間、昼休み、清掃時間などの機会に、児童たちの様子に目を配る。児童がいるところに教員がいるということは、いじめの早期発見に効果がある。また、教室や廊下にいじめを発見した時に教員に知らせたり、相談する方法を掲示したりする。

②観察の視点～集団の中の間人間関係を把握する～

学年や学級の中にどのような集団があり、その集団の中の間人間関係がどうであるかを把握する。その中で、不適切な関係やいじめにつながる言動が見られた場合は、よくない点を理解させ、適切な関係になるよう指導する。

③掲示物やホットスペースを活用する～発見者が知らせやすい仕組みをつくる～

いじめられている児童は、自分から訴えることがなかなかできない。しかし、一早く先生に気づいてもらい助けてほしいと思っている。そこで、いじめを発見した児童が、相談する方法を教室や廊下に掲示する。

④教育相談～気楽に相談できる雰囲気づくり～

日常の学校生活の中で教員の声かけなど、児童が気軽に相談しやすい環境をつくとともに、スクールカウンセラーや養護教諭など学校全体の窓口となる教員も決める。

⑤いじめ実態調査の実施

立川市教育委員会と連携して、いじめ実態調査を学期ごとに実施する。アンケートで寄せられた内容については、すべて記入した児童に確認して実態を把握し、すぐに指導に移せるようにする。ただし、アンケートはあくまでも発見のための手立ての一つであるという認識をもつ。

(4) 相談しやすい環境を整える

児童が、教員や保護者へいじめについて相談することは非常に勇気がいることである。いじている側から「告げ口した」と言われて、いじめが助長されたり、新たないじめの標的になったりする可能性がある。

①本人からの訴えには

○教師は、「よく言ってくれたね、全力で守るよ」という姿勢を貫く。保健室やホットスペースなど一時的に危険を回避する時間や場所を提供し、本人の気持ちを第一に考えながら、物理的に安全の確保を行う。

○疑いをもつことなく、事実関係を把握し、本人の気持ちを丁寧に傾聴する。

②周囲の児童からの訴えには

○いじめを訴えてくれたことにより、その児童が新たないじめの標的とならないよう、他の児童から目の届かない場所や時間を確保し、訴えをしっかりと受け止める。

○訴えてくれた勇気を褒め、情報の発信源は絶対に明かさなことを伝え、安心感を与える。

③保護者からの訴えには

○本人からの訴えと同様、「お子さんを全力で守り抜きます」という姿勢を示し、保護者の訴えや気持ちをていねいに傾聴する。

○保護者の訴えに対して、事実関係の確認も含めて具体的な対応方法を提示して、理解を得たうえで

すぐに行動に移していく。

- 保護者がいじめに気付いた時には、即座に学校に連絡できるよう、日頃から保護者との信頼関係を築いておく。
- 信頼は問題が起こっていない時にこそ築くことができるので、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校の様子について連絡する。

3 いじめ発生時への対応

いじめの兆候を発見したときは、問題を軽視することなくすぐに対応する。その際、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に行う。教員が一人で抱え込まず、いじめ対策委員会を招集して、組織的に対応する。また、いじめの再発防止のため、日常的に取り組む実践計画を立て、継続的に見守る。

(1) いじめ対応の基本的な流れ

- ① いじめ情報の入手
 - ② 正確な実態把握
 - ③ 指導体制、方針の決定
 - ④ 児童への支援・指導
 - ⑤ 保護者との連携
 - ⑥ 今後の対応
- 「いじめ防止対策委員会」を招集する
 - ※校長、副校長、主幹、生活指導主任、学年主任、学級担任
 - 養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援教育コーディネーター等
 - ※重大事態発生の場合
 - 校長（責任者）、副校長、主幹教諭、
 - 市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市または校長が指名した者
 - いじめられた児童を守る体制をつくる
 - ※登下校、休み時間、清掃時間、放課後
 - 被害者、加害者、周囲の児童から聞き取りを行う
 - 個別に、同時間帯に、他の児童の目に触れないよう配慮する
 - 聞き取り情報を元に客観的事実を把握する
 - ひとつの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する
 - 教育委員会へ報告する
 - 被害児童への保護と支援と加害児童への指導をする
 - 双方の保護者へ連絡する
 - 警察、関係機関と連携する
 - ※緊急性、重大性、犯罪性の程度に応じて判断
 - 被害児童に対する支援をする

※守り抜く姿勢、解決までの道筋

○加害児童に対する指導をする

※相手の心の痛み、犯罪性、責任の取り方、謝罪方法等

※いじめ行為に至った心情の理解と再発防止に向けて

○双方の保護者へ事実と今後の方針を伝える

○児童間の謝罪と誓約の場に立ち会うよう要請する

○双方の保護者同士の連携の必要性を伝える

○状況に応じて、被害届の提出、損害賠償請求の意思確認する

○継続的な見守りと支援、学級・学年への全体指導をする

(2) 事実確認の際の確認事項

いじめの訴えに対しては、訴えてきた人の気持ちを大切にしながら、次の情報把握に努める

○誰が誰をいじているのか? (加害者と被害者の確認)

○いつ、どこで起こったのか? (時間と場所の確認)

○どのような内容で、どのような被害を受けたのか? (内容と被害)

○いじめのきっかけは何か? (背景と要因)

○いつごろから、どのくらい続いているのか? (期間と頻度)

(3) 犯罪行為の有無と程度を確認する

いじめの内容によっては、法律(刑法)にふれるものもある。いじめられている児童を守り通す姿勢を貫くためには、それは「犯罪行為」であるということを伝え、毅然とした対応を取る。

① ひやかしやからかい、悪口や脅し文句 脅迫、名誉棄損、侮辱

② ぶつけられる、叩かれる、(けがをさせられる) 暴行(傷害)

③ お金や物をたかられる 恐喝

④ お金や物を盗られたり、壊されたり、捨てられたりする 窃盗、器物破損

⑤ 嫌なこと、恥ずかしいこと、危険なことを強制される 強要

⑥ 性的にいやなことをされる 強制わいせつ

⑦ パソコンや携帯電話で嫌なことをされる 名誉棄損

(4) いじめられた児童・保護者に対する対応

① 児童に対して

○事実確認とともに、今のつらい気持ちを受け入れ、共感することで心の安定を図る。

○「最後まで守り抜くこと」、「秘密を守ること」を伝える。

○解決までの道筋を示し、安心感を与える。

○その児童にとって信頼できる教師、友人、家族と連携し支える体制をつくる。

○「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝え、自尊感情を高めるようにする。

② 保護者に対して

○発見したその日のうちに、家庭訪問等で保護者と面談し、事実関係を伝える。

- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について確認し合う。
- 保護者の不安、辛い気持ちを共感的に受け止める。
- 犯罪被害を受けた場合は、警察など関係機関との連携について話し合う。
- いじめた児童およびその保護者による謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

(5) いじめた児童・保護者に対する対応

①児童に対して

- いじめは、相手の人格を傷つけ、生命、身体、財産を脅かす犯罪行為であることを理解させ、自らの行為に対する責任を自覚させる。
- 被害児童およびその保護者への謝罪、今後の誓約を行い、損害を与えた部分については、加害児童の保護者とともに最大限の誠意を尽くすよう指導する。
- いじめの緊急性、重大性に応じて、いじめた児童に対して個別指導や出席停止をして、いじめられた児童が落ち着いて教育をうける環境を確保する。
- 重大な犯罪行為については、立川警察署と連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、必要な指導や支援を行う。
- 交友関係、学習、家庭の悩みなどの不満やストレスがあっても、いじめに向かうのではなく、発散できるようにする。

②保護者に対して

- 事実確認後ただちに、保護者に連絡を取り、事実関係を伝える。
- 学校の指導方針を伝え、今後の方針について伝える。
- 相手方の児童・保護者の不安や辛い気持ちを伝え、より良い解決が図れるようにする。
- 重大な犯罪行為があった場合は、警察とも連携し毅然と対応することを伝える。
- 相手方の児童およびその保護者に対する謝罪と誓約の会の開催について話し合う。

(6) 周囲の児童たちに対する対応

- 当事者だけの問題ではなく、学級、学年、学校全体の問題としてとらえる。
- 「いじめは決して許さない」という毅然とした姿勢を学級・学年、学校全体に示す。
- はやし立てる、観て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
- いじめを訴えることは、正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

(7) 継続した指導

- いじめが解消したとみられる場合でも、引き続き十分な観察を行う。
- 双方の児童の良さを見付け、褒めたり、認めたりして肯定的な関わり方をし、自信をもたせる。
- 双方の児童に対し、スクールカウンセラーや関係機関との連携により心の安定を図る。

※いじめが解消している状態

1. いじめに係る行為が、少なくとも3ヶ月以上止んでいる。
2. いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。

4 重大事案発生時の関係機関との連携

(1) 立川市教育委員会との連携

- ①重篤ないじめを把握した場合には、速やかに立川市教育委員会へ報告し、問題の解決に向けて指導・助言等の必要な支援を受ける。
- ②いじめの加害者に対して必要な指導を行ったにもかかわらず、いじめ行為が改善されない場合、学校の秩序を維持し他の児童の教育を受ける権利を保障するために、立川市教育委員会の方針に基づいて出席停止の処分を行う。その際には、教育上必要な措置を講じ、当該児童の立ち直りを支援する。

(2) 立川警察署との連携

- ①学校でのいじめが暴力行為や恐喝など、犯罪と認められる事案に関しては、早期に立川警察署生活安全課に相談し、連携して対応する。
- ②児童の生命・身体の安全が脅かされる場合には、躊躇せず直ちに通報する。
- ③緊急時以外にも、立川警察署スクールサポーターとの関係を構築し、相互協力できる体制を整える。

(3) 警視庁少年サポートセンターとの連携

いじめや犯罪等の被害にあい、精神的ショックを受けている児童のために、心理専門の職員が「秘密厳守」「無料」で相談に応じる。

※立川少年センター 立川市柴崎町2-14-10 (042-522-6938)